

# 福まち活動の手引き

【地域福祉マップ編】



社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会 / 札幌市

## はじめに

この手引きは、福祉のまち推進センター（以下「福まち」という。）活動の更なる充実を目指し、近年盛んに取り組まれている「地域福祉マップ（以下「福祉マップ」という。）」をテーマに作成いたしました。

福祉マップは、地域の見守り活動を促進する方法のひとつであり、本手引きは、特に町内会・自治会の皆様にご活用いただくことによって、福まちの基本目標である「地域住民の日常的な支え合い活動」の拡充にお役立ていただけるものと考えております。

## もくじ

### I 福祉マップとは P1

- 1 地域を取り巻く環境の変化
- 2 福祉マップの誕生
- 3 福祉マップの目的、効果、基本的な考え方
- 4 個人情報と福祉マップ

### II 具体的な福祉マップの作成手順 P4

- 1 福祉マップ取り組みの流れ
- 2 福祉マップの作成準備
- 3 福祉マップの作成
- 4 福祉マップの随時更新
- 5 福祉マップの活用

### III 福祉マップの先進的な取り組み事例 P13

- 1 北区新川地区の取り組み
- 2 東区丘珠地区の取り組み
- 3 東区北光地区の取り組み

### IV 福祉マップ実践者の声 P20

### V 福祉マップに関するQ & A P22

### VI 参考資料 P24

# I 福祉マップとは

## 1 地域を取り巻く環境の変化

国勢調査によると、札幌市では昭和60年（1985年）に「高齢化社会」の目安となる高齢化率（65歳以上の高齢者が総人口に占める割合）が7%を超え、平成12年（2000年）には「高齢社会」の目安となる14%を超えました。その後も高齢化は進み、平成24年（2012年）に入って21%を超え、「超高齢社会」に突入しました。

また、札幌市における高齢者で一人暮らしの世帯数は、平成7年（1995年）で約3万人、平成17年（2005年）には約6万人と倍増しています。夫婦世帯も同様に比較すると約1.5倍になっています。

さらに、平成21年（2009年）に内閣府が実施した「高齢者の地域におけるライフスタイルに関する調査」では、対象者である60歳以上の4割以上が「孤立死」を身近に感じると回答しています。札幌市のような大都市における人間関係の希薄化が叫ばれる中、「孤立死」に対する関心が高まっています。この「孤立死」という言葉の明確な定義はありませんが、札幌市では、「周囲との交流がなく、地域から孤立している状況の中で、自宅等で誰にも看取られずひとりで亡くなり、死後、長期間放置されていた場合」に「孤立死」を用いることが多いとしています。

## 2 福祉マップの誕生

こうした環境の変化に対応するため、地域住民による自発的な支え合い活動の必要性が高まり、地域を結ぶひとつの手法として「福祉マップ」は誕生しました。

福祉活動に理解のある人々が一堂に会し、福祉マップづくりという共同作業を通じてお互いの信頼関係を築き、地域住民が行う見守り活動などの地域の安心・安全な取り組みを進めることに役立つ活動といえます。

具体的には、地域をきちんと把握しようとする福祉マップに取り組み、支援対象世帯の周囲に見守る活動者がいないことに気づき、他の町内会役員に協力を求めたところ、数日後に孤立死を発見した事例もあります。

## 3 福祉マップの目的、効果、基本的な考え方

### (1) 福祉マップ作成の目的

福祉マップは、その作成過程を通じて、参加者同士が共同作業による連帯感を高めるとともに、統一した基本情報である札幌市65歳以上世帯名簿（以下「65歳以上世帯名簿」という。）や地域の様々な生きた情報を共有しながら、自分達の地域を可視化し、そこから見える地域福祉課題を把握して、必要な活動を実践化していくための機会とすることを目的としています。本書では、65歳以上世帯名簿を活用した福祉マップの作成手順についてお示しすることとします。

#### ～65歳以上世帯名簿とは～

福まち活動の円滑な推進及び区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）事業の効果的な実施を目的として、札幌市から提供される、市内に居住する65歳以上のみで構成される世帯の情報です。

区名	町名	丁目	番地	世帯主	年齢	性別	職業	世帯員数	障害の有無	高齢者	高齢夫婦	日中独居	障がい
札幌区	南一条町	1丁目	1番	山田 太郎	72	男	無職	2	なし	○	○	○	○
札幌区	南一条町	1丁目	2番	山田 次郎	75	男	無職	2	なし	○	○	○	○
札幌区	南一条町	1丁目	3番	山田 三郎	78	男	無職	2	なし	○	○	○	○

### (2) 福祉マップ作成の効果

- ①地域の関係者間で情報を共有できる。
- ②組織や個人がお互いに協力する「連携体制」が生まれる。
- ③対象者の数や分布、また活動者との位置関係が明確になる。
- ④地域の福祉課題の理解や見守りの必要性を知り、活動の一助となる。
- ⑤個人情報を適切に取り扱う機会となる。

### (3) 福祉マップに関する基本的な考え方

地域には社会資源マップや災害予測図（ハザードマップ）などが存在しますが、札幌市社会福祉協議会では、福祉マップを次のとおり整理しています。

なお、避難場所などの情報については、地域の意向に応じて加えることが望ましいと考えています。

- ①複数の地域関係者で共同作業により作成する。
- ②支援対象世帯（独居高齢者、高齢夫婦、日中独居の方、障がいのある方など）の基本情報の共有化を図る。
- ③支援対象世帯及び活動者世帯を地図に明示する。

## 4 個人情報と福祉マップ

福祉マップは、「65歳以上世帯名簿」を基本としつつ、活動者がこれまでの様々な取り組みなどから把握している情報を加え、作成していくのが一般的です。よって、広範に配布したり誰でも見ることができないものではありません。また、個人情報として適切に取り扱う必要があるため、町内会・自治会長などが責任をもって保管することになります。



①65歳以上世帯名簿取扱研修を受講します



②福祉マップに掲載する対象世帯やシールの色などについて話し合います



⑤町内会の現状を把握します



③対象世帯や支援者などの情報を福祉マップに貼ります



④対象世帯に関する情報を共有します

## II 具体的な福祉マップの作成手順

### 1 福祉マップ取り組みの流れ

福祉マップの作成準備

掲載ページ▶ P4



福祉マップの作成

掲載ページ▶ P6



福祉マップの随時更新

掲載ページ▶ P7



福祉マップの活用

掲載ページ▶ P8

### 2 福祉マップの作成準備

#### (1) 福祉マップの作成について話し合いましょう

福祉マップの作成は、地域の状況を把握している複数の関係者が協働して進めるものであり、町内会・自治会圏域での作成を基本とします。

一方、福祉マップに取り組む意思決定（合意形成）には、大きくふたつの形態があります。ひとつ目には、地区全体（連合町内会圏域）として取り組む場合で、地区社会福祉協議会または福まち、連合町内会、地区民生委員児童委員協議会などの関係団体が、福祉マップの目的・必要性についての共通理解を持ち、福祉マップ作成にあたり互いに協力していくことを確認する必要があります。ふたつ目には、単位町内会・自治会が単独で取り組む場合で、町内会・自治会役員、福祉推進員、民生委員・児童委員などの参加者の共通理解を図り、お互いの情報を共有しながら取り組みを進めていくこととなります。

## (2) 作成日時・場所を決めましょう

福祉マップの作成作業は、複数の参加者が情報を共有しながら進めるものであり、みんなが集まれる日時及び場所を設定します。

なお、一般的に拡大した地図を囲みながら作成していくので、作業の会場はある程度の広さを確保しましょう。



## (3) 作成する福祉マップのエリアを決めましょう

単位町内会・自治会の圏域面積は、大きく異なるので、1枚の地図で単位町内会・自治会を表示できるのか、分区毎（一般的に町内会・自治会と班の間に位置する区分）に整理し作成する必要があるのか、市営住宅やマンションなどの集合住宅をどのように区分するのかといった作成エリア（地図1枚あたりの範囲）について、地域の特性を踏まえ、参加者同士で話し合います。大規模な町内会・自治会になると十数枚もの地図に分けられる実例もあるので、どのような分け方が作成しやすいか、みんなで協議し区社協と相談しましょう。

## (4) 福祉マップの作成に必要な資材について区社協と調整しましょう

福祉マップ作成の際、住宅地図の他、次のような資材が必要となります。準備にあたり区社協と相談しましょう。

- 定規（地図上の線引き）
- マジック、蛍光ペン（町内会の境界、対象者世帯・支援者・避難場所などの明示）
- 色つきシール（対象世帯・支援者・避難場所などの明示）
- スティック糊（アパートなどの吹き出し様式の貼付）
- はさみ・カッター（吹き出し様式の切り取り）
- カッターマット
- 附箋



対象世帯や支援者、避難場所などの明示には色つきシールが便利です。対象者の転居、転入などに伴う対象世帯の状況は日々変化しますので、貼ってはがせるタイプの色つきシールは福祉マップ更新（P7）にも役立ちます。

### 3 福祉マップの作成

#### (1) 65歳以上世帯名簿の取扱研修を受講しましょう

福祉マップの作成に参加するには、区社協で実施する65歳以上世帯名簿取扱研修を受講し、個人情報の適切な取扱ルールを学ぶことが条件となります。研修受講者は名簿で管理し、今後、福祉マップづくりに参加される方にも研修を受講していただきます。

#### (2) 福祉マップに掲載する対象世帯を決めましょう

福祉マップに掲載する対象世帯の基準(年齢や世帯区分)を決定します。地域での見守り・安否確認活動対象者についての基準がある場合は、それを準用してもよいですし、地域の実情に合わせて独自に決めても差し支えありません。



福祉マップと同時に見守り対象者の名簿も作成しましょう。対象者を確実に把握し、今後の活動を円滑に進めるため、一般的に「ふれあいカード」(P28)を推奨します。

#### (3) 福祉マップに貼るシールの色を世帯区分毎に決めましょう

福祉マップに掲載する対象世帯・支援者宅などに貼るシールの色を決めます。実例で多いのは一人暮らし高齢者世帯は(赤)、高齢者夫婦等複数世帯は(青)、その他の世帯は(緑)、見守り活動者は(黄)です。



対象者の中には、見守りを必要としない世帯もありますが、将来的には見守りが必要となる可能性もあり、などで表示している地域もあります。

## (4) 対象世帯や支援者などの情報を福祉マップに貼りましょう

事前に決めた作成ルールに従って、65歳以上世帯名簿を基本に、既に地域が把握している名簿・情報など(※)を色別に福祉マップに貼っていきます。

アパートなどの小規模な集合住宅については、福祉マップからの吹き出し( )で、アパート名・号室・氏名などを表にしたものを貼付するなど、その掲載方法には様々なものがあるので、参加者の工夫と知恵で見やすいものにすることが可能です。

地域の様々な方が一室に集まり、情報交換しながら作業を進めることで、地域の福祉情報が徐々に共有されていきます。

### ※地域の名簿・情報

- ★敬老会や敬老祝い品をお届けする際に蓄積された名簿
- ★町内会で既に何らかのお世話をしている方の情報
- ★福祉マップづくり参加者が日常生活で把握している情報

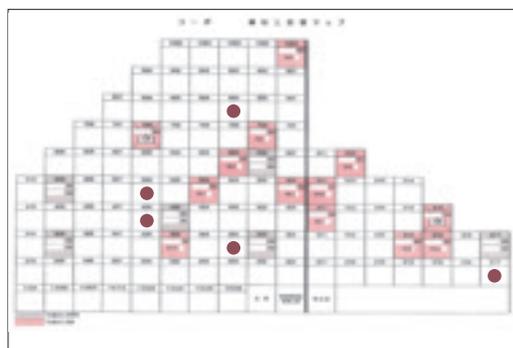
### ※吹き出しで使用する様式例

部屋番号	名前	生れ年	気配りマーク

大規模なマンションや公営住宅などは、福祉マップ内に吹き出しで示すことはできません。

こうした場合は、右図のように、集合住宅の断面図を作成し、別途福祉マップの作成を進めるのが一般的です。

### マンション／集合住宅マップ(モデル)



## 4 福祉マップの随時更新

### (1) 福祉マップの更新をしましょう

前述のとおり、見守り対象者の状況は、次の例に示すように日々変化していきます。

- Aさんご夫婦の奥様が亡くなりました。
- アパートに一人暮らしの方が引っ越してきた。
- Bさんの病状が悪化し入院した。

福祉マップは最低でも年に1回は情報を更新するようにしてください。区社協から提供される「65歳以上世帯名簿」は、毎年4月に更新されるので、新しい活動者への研修受講に併せて福祉マップを更新するのも良いでしょう。

## (2) 情報交換の場

更新時に留意することは、更新自体を目的とするのではなく、あくまで情報交換・共有の機会とすることです。活動者はすべての情報を把握しているわけではないので、情報の共有化によって新たな見守り対象者の発見や状況変化などを知るようになります。

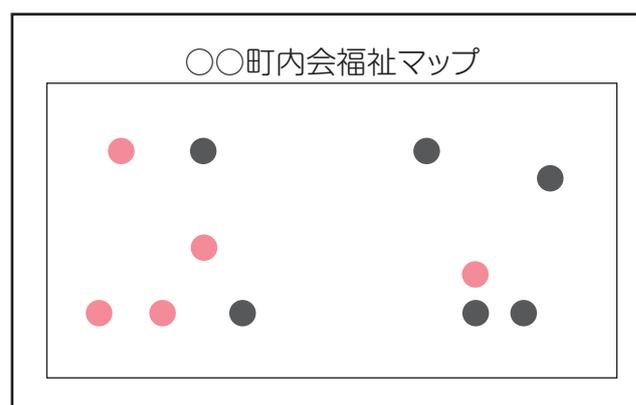
また、見守り対象者が増えた区域に活動者が適切に配置されているかどうかなど、地域の全体像を改めて確認し、担い手が必要な場合は、新たな人材の協力を求めていきましょう。

## 5 福祉マップの活用

完成された福祉マップは、見守り世帯・見守り活動者の位置関係が一目で分かり、具体的な支援を行う方法を考えるきっかけとなります。

### (1) 町内会の現状を把握しましょう

町内会・自治会圏域の団体や住民がそれぞれ把握する情報をひとつにまとめ、対象世帯（高齢者などの一人暮らし世帯・夫婦世帯）や見守り活動者の状況（所在・数・分布）などをより詳細・正確に把握しながら、町内会・自治会の福祉問題について話し合ってみましょう。

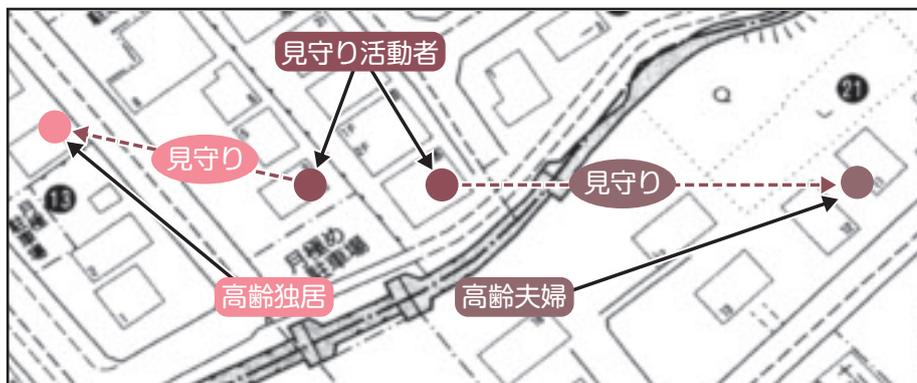


### 【 具 体 例 】

- ① 右上図のように、● 対象者世帯と ● 活動者宅の位置関係で、バランスが取れていないことに気づく。
- ② 対象者Aさんの3軒隣に住むBさんが友人で、Aさんのことをよく知っている。

## (2) 情報の共有化を図りましょう

町内会・自治会関係者、民生委員・児童委員などの様々な立場の方が把握する情報を共有していく中で、見守り活動の必要性について共通認識を深め、お互いに連携・協力して活動していく目的やその推進体制を築いていくことができます。



## (3) これからの活動を考えましょう

作成した福祉マップを参考に、見守りといった身近な住民同士の支え合いを、どのような内容・体制で展開していくか具体的に検討していきます。

### ①見守りの方法

無理のない範囲で活動することを基本とし、最初は外から対象者を見守ることから始めましょう。具体的な見守り方法については、「福まち活動の手引き（福祉推進委員会の開設・活動編）P23ページ以降」を参考にしましょう。

### ②見守りの体制

地域ごとの見守り担当者を決め、誰がどの対象者を見守るかを具体的に決めていきます。見守りはできるだけ複数で行える体制が望ましく、対象者に見守りの趣旨を説明したり、顔合わせの機会として、最初の訪問は民生委員・児童委員に同行してもらうようにしましょう。

### 対象者と見守り担当者の組み合わせ票（作成見本）

地域見守り名簿						
分区	氏名	住所	電話番号	見守り担当者		
1	●	条 丁目 ●-●				
2	●	条 丁目 -	F			
3	●	条 丁目 ●-●				
4	●	条 丁目 -				
5	●	条 丁目 ●-●				
6	●	条 丁目 ●-●				
7	●	条 丁目 ●-●				
8	●	条 丁目 ●-●				
9	●	条 丁目 ●-●				
10	●	条 丁目 ●-●				
11	●	条 丁目 ●-●				
12	●	条 丁目 ●-●				
13	●	条 丁目 ●-●				
14	●	条 丁目 ●-●				

対象者
活動者
民生委員

## 福祉マップ作成の実践例

西区西野地区福井南町内会 会長 遠藤 和子 さん

### ○福祉マップづくりの声掛けは、誰がどのように行ったのですか？

町内会長の私から、区社協に対して、「福祉マップを新規で作成したいので、見守り活動の進め方や個人情報の取り扱いの研修に併せて、福祉マップの作成をお願いしたい」と依頼しました。

### ○原図は、どのようなものを用意したのですか？

A1サイズ1枚を用意しました。

### ○福祉マップは、どこで作成作業をしましたか？

私どもの町内会の拠点である「福井清流会館」で作業しました。

### ○どのような方々が集まったのですか？

町内会長、副会長、福祉部長、分区長ほか役員、見守り推進員、民生委員等ですが、私のところは、全員が福祉部員という位置づけで、担当を決めずみんなで見守りをするという形をとっています。

### ○ひとり暮らしの方は何歳、複数世帯は何歳といった決めごとはどのようにになりましたか？

あくまで、町内会のルールで決めているということだったので、ひとり暮らし世帯も高齢夫婦世帯も同年齢を設定して、70歳以上としました。活動者の自宅はシールを貼りませんでした。



### ○対象者に応じて、何色のシールを選択しましたか？

ひとり暮らし世帯には緑色、高齢者夫婦世帯には青を選択しました。普通は一人暮らしに赤、夫婦世帯には青を用いることが多いそうですが、ちょっとオリジナルにしてみました。

### ○シールはどのような物を使ったのですか？

区社協さんに教えてもらいましたが、ニチバンのML-141 円型(細小)直径5mmを使用しました。原図がA0サイズの時は直径8mmを使うところもあるそうです。

### ○情報交換はありましたか？

作成作業をする中で、情報交換はありました。

### ○完成したマップを基に、何か話し合ったことはありますか？

作成後、対象者と支援者の数や位置の確認、災害時の想定の話をしました。その後、分区ごとに「最近の活動」発表会も行っています。

### ○マップは誰が保管しているのですか？

町内会長です。

### ○次の更新について、何か決めごとはありますか？

年1回として、前年と同じ月を目処に更新することになっています。

### ③ 緊急時の対応

緊急事態に備え、組織としての確・迅速に対応できるよう連絡網を整えておきましょう。また、緊急に対応が必要となった時、適切に対処できるよう、専門機関などの活用についても学んでおきましょう。

さらに、緊急時に対象者に役立つものとして、次に示す緊急連絡カードや救命救急情報ポストなどの見守りグッズを配布することにより、相互の信頼関係が深まったという実例もあります。

## 保存版 緊急連絡カード

●あなたの名前、住所等を記入しましょう。

ふりがな		男		男	
氏名		女		女	
生年月日	明・大・昭 年 月 日	明・大・昭 年 月 日			
住所	区	電話			

●親族や友人などの緊急連絡先を記入しましょう。

氏名	続柄	住所	電話番号

●かかりつけの医院・病院を記入しましょう。

医院・病院名	電話番号	持病など

●身近なことで困りがありましたら、お気軽に連絡ください。

民生委員・児童委員		
福祉推進員		

**救急・火事** **119番**

**警 察** **110番**

町内会 自治会

### 「見守りグッズ」の作成

**西区の活動事例紹介**

発寒協栄町内会では、福祉マップを作成してから様々な活動を展開しています。

- ①70歳以上の高齢者に緊急連絡カード等を配付した
- ②福祉マップの情報を更新した(転入転居情報等)
- ③活動者が担当する対象者の様子を定期的に話し合うようになった(月1回)

**見守りグッズ**

- ★見守り活動の受入を円滑にする効果
- ★対象世帯と活動者の信頼関係を築くキッカケづくりの効果

**発寒協栄町内会配付グッズ**

A4版・電話機付近に貼付

保険証(写)等を容器に入れ冷蔵庫内に収納

表 面

裏 面

二つ折りで名刺サイズ財布等に入れ外出時に携帯  
(高齢者は外出時に自らを証明するものを持っていないため)

※「福まち活動の手引き(福祉推進委員会の開設・活動編) P32ページ及び44ページ」参照

### ④ 見守り活動の周知

活動を円滑に進めるため、広く住民に見守り活動を理解していただく必要があります。広報紙(配布または回覧など)や声かけなどの周知活動を積極的に展開しましょう。こうした周知の取り組みは、新たな担い手の発掘や町内会・自治会の福祉活動を広くPRする効果もあります。

平成22年 月 日

回 覧

西丹摩 第2町内会 会長 ○○ ○○

**町内の支え合い「見守り・訪問活動」の実施について**  
～（町内の皆様へ、ご理解・ご協力をお願い）～

近年は、少子高齢化や核家族化の進展とともに、ご近所同士のつながりも減りつつあり、私たちの住む身近な地域でも「高齢死や葬儀費用の被害」といった問題が深刻化しています。

高齢者を取り巻く環境は年々厳しくなっており、こうした様々な生活問題に個人個人で対応していくには限界があります。

そこで、西丹摩第2町内会では、町内会の福祉部や女性部と、民生委員、福祉のまち推進センターとが協力して、ご近所の支え合い「見守り・訪問活動」に取り組み、高齢の方々が住み慣れた自宅で、少しでも安心・安全に暮らせるよう支援活動を進めていくことになりました。

つきましては、取り組みを進めていく中で、町内にお住まいの高齢者宅を民生委員をはじめ、近隣の町内会関係者（見守り活動者）が訪問した際には、この活動の趣旨をご理解のうえ、訪問の受け入れなど、今後の見守り活動の推進について、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

**★ 見守り・訪問活動とは！**

民生委員や町内会の関係者などが、高齢の方々が「健康でお変わりなく暮らしているかどうか」日常的に見守るもので、困りごと・心配ごとなどがあった時は、必要に応じて、行政や福祉の専門機関等の情報をお伝えするなどして、福祉サービス等を通じて、効果的に利用いただけるよう、援助していく活動です。

カーテンの閉まりや部屋の温度調整などが滞っていないかなど  
さりげなく見守ります





「目配り・気配り・心配り」のご近所付き合いで、安心・安全な地域づくり

問い合わせ ○○○町内会会長 ☎ 000-0000  
○○○福祉部長 ☎ 000-0000

**町内会々員の皆様へ**

町内会々長

**安否確認ネットワーク設置にご協力下さい**

皆様お元気にお過ごしのこととおもいます。

当町内会では、ご承知のとおり高齢化にともない  
市当局指導、当理事会後援で災害・緊急・救急の安否確認、  
又困った時の相談、会合のお知らせ等、連絡をスムーズにとれるネットワークを設置して、安心して生活できる町内にすべくお手伝いをさせていただきます。

75歳以上のお一人住まいの方対象で、訪問、連絡も決まった担当者がしますので、プライバシー（個人情報）厳守し、外部へは洩れません。

ご希望の方は下記記入の上 の郵便受けに入れるか  
へ電話して下さい。

----- 切り取り線 -----

氏 名	生 年	住 宅 番 号	電 話	性 別	親 族 連 絡 先

☆ 必要ない方は返答不要です。

# Ⅲ 福祉マップの先進的な取り組み事例

## 1 北区新川地区の取り組み (関係団体が連携した地域全体での活動)

### (1) 取り組みの概要

新川地区では、地区社会福祉協議会(福まち)・連合町内会・地区民生委員児童委員協議会が協力して、14の町内会・自治会すべてで福祉マップの作成に取り組みました。

はじめに、福祉マップづくりの参加者(町内会・自治会長、福祉部長、女性部長、福祉推進委員会責任者、民生委員・児童委員)を対象に、北区社協と北区役所保健福祉課から講師を招き、「福祉マップづくりの目的と作成手順」、「65歳以上世帯名簿の取り扱い」、「個人情報活用の考え方」についての研修会を開催し、福祉マップに対しての共通理解と個人情報の適切な取り扱いに関するルールを確認しました。

研修会終了後には、福祉マップに落とし込む情報や対象世帯の範囲などについて関係団体が協議し、地区としての基本事項を決定した上で、14の町内会・自治会をふたつに分けて、2日間に渡り合同で福祉マップの作成作業に取りかかることとなりました。

また、福祉マップ作成の前段階として、対象者の特定を進めるために、地区で独自に作成している「ふれあいカード(75歳以上の独居高齢者対象)」の整備を全町内会・自治会(福祉推進委員会)に依頼し、作業時に持参してもらうことにしました。



研修会の様子

(秘) ふれあいカード		作成日	年 月 日
		新川地区社会福祉協議会( )福祉の会	
区 分	1. 一人暮らし高齢者世帯 2. 高齢者夫婦世帯 3. 高齢者だけの世帯 4. 母子世帯 5. 父子世帯 6. その他( )		
※該当に○印 よりがな			
氏名・住所	明・大・昭 年 月 日生( )歳	男 女 住 所	番001- 区 -
同居の 家 族	世帯主: 男女 ( )歳: 男( )歳: 女( )歳 男女 ( )歳: 男女 ( )歳: 男女 ( )歳		
緊急時の 連絡先	親 戚( )さん ☑ - 友 人( )さん ☑ - 友 人( )さん ☑ - その他( )さん ☑ -		
※該当するところに○印をお付け下さい。			
高 齢 者 世 帯 ア ン ケ ー ト	◎一人で暮らすようになって何年になりますか 1. 1年未満 2. 1~3年未満 3. 3~5年未満 4. 5~10年未満 5. 10年以上		
	◎健康状態はいかがですか 1. 良好 2. 普通 3. 病弱( ) ※病弱の方はその状況を記入( )		
	◎安否を確認する電話がありますか 1. 子供・嫁・孫 2. 兄弟・親戚 3. 友人 4. 近所の人 5. その他( )		
	◎近所の方々とどの程度の付き合いがありますか 1. 訪問し合っている 2. 挨拶程度 3. 付き合いはない		
	◎お子さんほどに任せていますか 1. 北区内( )人 2. 市内の他区( )人 3. 道内( )人 4. 本州( )人 5. 子供はいない		
	◎今、一番困っていることは何ですか ※3つまで○を付けて下さい 1. 買物・調理 2. 掃除・洗濯 3. 病院通い 4. 力仕事(除雪等) 5. 淋しいで話し相手 6. 生活上の相談ごと 7. その他( )		
福祉推進委員長		民生児童委員長	整理番号
◎このカードは、福祉推進委員と民生児童委員が協働して世帯を訪問し、対象世帯の了解を得ながら作成して下さい。 ◎このカードは、ネットワーク活動の際のみに活用し、それ以外には利用しないよう厳重に保管いたします。			

ふれあいカード様式

## (2) 福祉マップの作成作業

福祉マップ作成作業では、整備された「ふれあいカード」と「65歳以上世帯名簿」の情報、また各参加者が把握している情報を持ち寄って共有しながら、見守り対象者を色別に住宅地図に貼っていきました。



福祉マップ作成作業全体の様子



町内会・自治会単位の作業の様子

見守り対象者のほか、見守り活動者、避難場所なども地図上に表示し、限られた作業時間内に支援者と活動者の組み合わせ（ペアリング）まで進めた町内会・自治会もありました。時間内に福祉マップが完成しなかったところには、持ち帰って作業を継続しました。

福祉マップの完成に伴って、本来の目的である「地域での見守り活動」を実践していくことになります。また、新たな活動者の掘り起しや災害時の支援活動にも活用していくことが期待されています。

新川地区は、ひとつの地区として、関係団体が見守り活動の必要性を認識し、一体となって相互に情報を共有しながら、この取り組みを進めることによって、住民同士のきめ細やかな支え合い（見守り・安否確認）活動を具体化することになりました。

マーク	内容
● (赤)	75歳以上のひとり暮らし世帯(男性)
● (赤)	75歳以上のひとり暮らし世帯(女性)
● (茶)	75歳以上の複数高齢者世帯
● (赤)	見守り活動者
● (黒)	避難場所、消火栓
● (灰)	その他(75歳未満で見守りが必要な世帯)

対象者表示のルール



福祉マップ作成後、グッズを着用し毎月3日に見守り活動を行っております。

## 2 東区丘珠地区の取り組み(福祉マップから防災マップへ)

東区内で一番高齢化率が高い丘珠地区(高齢化率:24.9%/平成24年1月1日現在)では、高齢者や障がいのある方の孤立防止はもとより、人間関係の希薄化が叫ばれる中、地域において近隣の絆をいかに強めていくかが課題となっていました。

そこで、「福祉マップ」をきっかけとした地域における見守り・安否確認活動の本格実施を目的に、**連合町内会・地区社会福祉協議会(福まち)・地区民生委員児童委員協議会**が共催で、平成21年1月に研修会を開催しました。この研修は「福まちマップの作成にかかわる個人情報の取り扱いについて」をテーマとし、実際の「福祉マップ」の作成作業は、6グループに分かれて演習形式で行われました。

同じ地区内でも北部の工業地域、中部の畑作地域、南部の住宅地域など、隣家との距離が数メートルから数百メートルまで、変化に富んだ地域特性を関係者間で再認識しながら作業を進めました。

平成22年度には各単位町内会において、戸別に訪問活動を実施し、福祉マップへの掲載についての高齢者世帯から同意をとりつつ、A3判のサイズで複数枚におよぶ「福祉マップ」を作成しました。

**丘珠地区福祉のまち推進センター**

丘珠〇〇〇町内会福祉部  
福祉マップ

このマップは、丘珠地区福祉のまち推進センターを母体として、各町内会の役員や個人の方々が、地域が安心安全で暮らせるよう、一人暮らしの高齢の方や身体に障害のある方などが、地震などの突発的な災害や台風大雨などの災害が発生したときに、避難行動や救助活動・安否確認などに役立つものがあります。

さらに、平常時にも町内会福祉部の見守り活動を通して、地域の民生委員・児童委員とのネットワークで、安心安全なまちづくりを目指し、地域で支え合う福祉活動に使用するものであります。

※この福祉マップに登録しても良い方は、次の同意書にご記入して下さい。

◆この情報は、町内会長が管理責任者となり  
その他のことには使用しません。

**安心安全なまち丘珠**

福祉ふれあいカード

【同意書】  
※このカードに、登録しても良い方はご記入して下さい。

平成 年 月 日 現在

名	前住	所 生まれた年

【福祉活動支援者】

担	当 名	前 電 話 番 号
町 内 会 長		
町内会福祉推進部 代表 (福祉部長)・(各課長)		
民生委員・児童委員		

**《丘珠〇〇〇〇〇町内会》**

▲ 町内会・自治会が「福祉マップ」作成について住民に周知したチラシ

平成23年度は、3月11日の東日本大震災を契機に、災害時要援護者の把握と、支援に協力していただける方の掘り起こしを目的に、従前の「福祉マップ」を土台として、「福祉・防災マップ」の作成に取り組みました。

### 支援が必要な人がいます

【阪神・淡路大震災からの教訓】

直方で震出でなかった約 35,000 人のうち、避難・救助・命喪失による約 7,800 人（22%）で、残り 27,200 人（78%）は震源近傍地域の位置により助け出されていません。地域によるすばやい救助・救護・救護活動はとても大切です。

《防災マップ登録内容》

- 1 【災害時要援護者】支援を希望する方
  - ★【高齢の方】
    - 一人暮らし、高齢者等（70歳以上）の方
  - ★【心身に障害のある方】
    - 視覚・聴覚・言語・身体不自由・精神障害・知的障害・傷たきり・認知症のある方
- 2 【災害時支援】に協力できる方
  - 自分が住んでいる町内会の「民」及び民間を活動範囲として支援できる方
- 3 【災害時備材・資材等】に協力できる方
  - ① 畳・布団（ラック型・大型ワゴン車・積載車）
  - ② 合車・リヤカー・スコップ・バール・梯子・搬入・ウインチ
  - ③ 発電機・ジェットヒーター・塩化ジサッキー・エンジンカッター
- 4 【災害時免許・資格等】に協力できる方。
  - ① 医師・看護師・保健師・救急師の資格者・ホームヘルパー
  - ② 大型特殊自動車免許・クレーン車免許

★ご提供頂いた情報は厳重に管理し、目的以外に使用いたしませんのでご安心下さい。災害時の救護支援及び「見守り・安否確認」に必要な情報を町内会へ提供することはありませんのでご了承下さい。

町内会委員のみならずへ

平成23年3月27日

丘珠連合町内会  
丘珠地区安心・安全なまち連絡協議会  
会長 北島 真 司  
副会長 山内 隆 夫

## 地域の支えあい大切です

### “災害に備えて”

前回の様、皆様には大変お世話になりました。改めて、感謝申し上げます。

さて、地震など突発的な自然災害は、各地域において多くの生命財産を脅かしております。

過去の大地震被災者として、3月11日発生した東日本大震災や、忘れてならない阪神・淡路大震災、新潟・福島などの震災災害であります。このような災害時に備えとなる方々の多くが高齢者や身体に障害を持っている方です。

過去の災害の教訓として、災害発生直後一刻を争う事態では、公的支援が間に合わず（見守り）、「隣近所など身近な人々による」救助（共助）が、被害者を少なくしている事が明らかになっています。

このように、自力で避難することが困難とされる「災害時要援護者」を、いかに支援することが出来るかが、地域の大きな課題となります。

そこで、丘珠町地区町内会を支援母体とし、札幌市の「イザイライン」を基に、丘珠連合町内会として、丘珠地区安心・安全なまち連絡協議会と連携して、防災対策に取り組むことになりました。

「見守り・安否確認」の取り組みを、防災マップを通じて、安心安全で暮らせるまち

3月15日（水）までに、町内会長

電話 783-8040

### 災害にそなえた情報登録

#### 防災カード

※この防災カード登録に同意いたします。

●【災害時要援護者】支援希望者 氏名 証（連合連合用プレート配布）

性別	年齢	住所	電話番号
氏名	姓	名	区
	姓		
	姓		
	姓		

●【災害時支援等】協力者

氏名	性別	住所	電話番号

●【災害時備材・資材等】協力者

氏名	性別	住所	電話番号

●【災害時免許・資格等】協力者

氏名	性別	住所	電話番号

▲ 町内会・自治会回覧用チラシと災害に備えた「防災カード」

このように丘珠地区では、自主防災力の向上を最重要課題として位置づけ、防災訓練や福祉・防災マップの作成に取り組んでみました。年に1度は連町福祉部、地区社会福祉協議会（福まち）、地区民生委員児童委員協議会が合同で研修会を実施しており、平成23年12月には「災害時ひとりも見逃さないために～もしものためのいつものお付き合いを」をテーマに、災害時要援護者の支援などについて学習しました。

研修では、災害時要援護者は地域ぐるみで支援することが必要であること、そのためには日頃の付き合いが重要で、お互いに顔を知ることが前提であることを学ぶとともに、まずは「共助」の大切さを改めて認識することになりました。



合同研修会の様子

### 3 東区北光地区の取り組み(そっと見守る見守り活動から福祉マップづくりへ)

北光地区福まちは、平成10年6月30日に開設され、先進地区である東区苗穂地区と豊平区美園地区に学び、「焦らず・急がず・着実に」をモットーとし、「見守り(安否確認)事業」を基本活動に据え、着実にその歩みを積み重ねてきました。当初、福まちが進める活動として、情報収集事業・見守り事業・玄関前除雪事業に取り組んでいました。

平成11年8月1日から、そっと見守る安否確認活動を開始し、次の4項目を主体に取り組みました。買い物や散歩のついでに、窓越しの確認など、無理のない見守り活動を心がけていました。

- 1 電灯がついているか(点灯確認)**
- 2 カーテンが開け閉めされているか**
- 3 新聞や郵便物が溜まっていないか**
- 4 庭先などの姿確認**

平成12年7月には、近所の顔見知りの方から「ふれあい訪問活動」を実施するようになり、平成15年度より、「そっと見守る見守り活動」から、希望者への「声掛け・訪問見守り活動」へと移行しました。



▲ ボランティアバッチ



▲ ふれあい連絡カード(右)

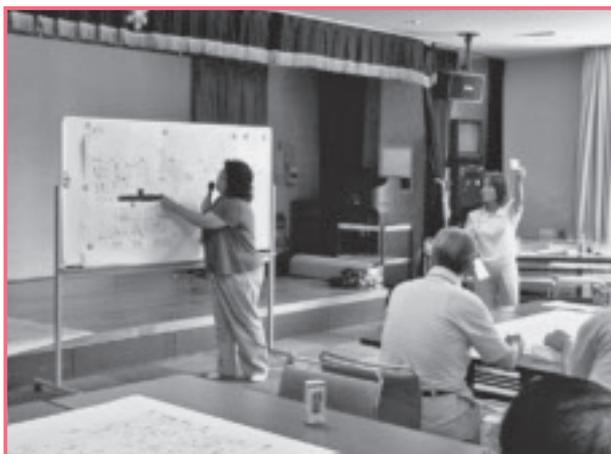


▲ 北光地区福祉のまち推進センタータオル

平成19年頃から、全市的に福祉マップの取り組みが広がってきたことを踏まえ、先進的に活動を行っている西区から、そのノウハウを学ぶことができました。東区社協が主催した「福まちリーダー研修」でも福祉マップが取り上げられ、地区全体としてこの取り組みを進める土壌が出来上がりました。



福まちマップ作成にかかわる個人情報取扱研修会（平成20年6月）  
全分区（町内会）一斉に「福まちマップ」作成にとりかかる



事務局から福まちマップ作成の方法についてA0判の住宅地図での説明



平成20年9月、福まちマップ作成に取り組む各町内会参加者

以後、「福まちマップ」は毎年9月の第一火曜日に、各町内会の役員と民生委員・児童委員が一堂に会し、互いの情報を交換しながら更新作業を行っています。

福まち事務局長の掛端真知子さんから、お話を伺いました。「以前、北海道新聞が取材に来たときにもお話ししましたが、見守りボランティアさんが、日常生活の中で一人暮らし高齢者世帯の見守り（安否確認）活動をしてくれています。いざというときには、各分区の福祉推進部会（町内会ごとに設置された福まちの活動組織）が、福まちマップ上で高齢者の状況はもとより、空き家や廃工場といった危険箇所もあわせて把握していますから、

関係者で迅速に対応して、対象者を守ることができると思っています。

また、地域の役割は、異変にいち早く気付けることだと思っています。最近テレビなどでも無縁社会とか孤立死などが話題になっていますが、見守り活動はこれからますます大切な活動になってくると感じています。」



# IV 福祉マップ実践者の声

◎東白石地区福祉のまち推進センター 運営委員長 中村 昌彦 さん

◎東白石地区福祉のまち推進センター 事務局長 中嶋 亮子 さん

東白石地区は、月寒川を境に西側にあり、国道12号線や南郷通沿いに、大小の企業や商店街が軒を並べ、地下鉄駅など交通の便にも恵まれた地域として発展を続けている地域です。戸建てを中心に、アパートやマンションなどの集合住宅も数多くあります。

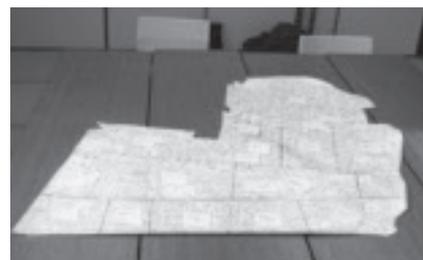
## ○友愛訪問から身近な地域における見守り活動へ

福まちでは、75歳以上の方を対象にした一人暮らし高齢者の懇談会の開催や絵手紙によるふれあいメッセージを送付しています。懇談会に参加できなかった方には、毎年11月、福まち運営委員、福祉推進員の方による友愛訪問を一斉に行っていました。

しかし、今年度の友愛訪問対象者は334名もおり、福まち運営委員や福祉推進員だけでは年々対応が難しくなっています。また、中には訪問を拒否する方もおり、身近な地域の方による日頃からの見守り活動が必要な状況であることから、各町内会を単位とした見守り活動に方向性を変えていくことにしました。

## ○友愛訪問用のマップは町内会単位での見守り活動推進のために活用していきます

友愛訪問用に地区全域の対象者を掲載したマップを作成し、5つの班に分けて福まち運営委員や福祉推進員により訪問を行っていましたが、今年度からは町内会エリアを意識し、運営委員や福祉推進員が自身の町内会の対象者を訪問する形に改めました。



今後は、町内会毎に作成したマップを町内会関係者に見てもらい、見守り活動の必要性を理解してもらうことから始めていきたいと考えております。



左側が中村運営委員長、  
右側が中嶋事務局長

## ○今後の活動について

将来的には地区の全町内会で見守り活動が取り込まれるよう、活動可能な町内会から徐々に活動を進めてもらいたいと考えております。また現在、見守り活動に協力してくれる方は数少ない状況であり、若い年代の方に地域での活動に目を向けてもらいたいと考えています。

澄川第一町内会は、約1,500世帯を有しており、地区の西側を走る精進川沿いに位置し、ミュンヘン大橋から延びる福住桑園通りを挟んで、南北に細長く広がる地域です。街並みは、戸建てを中心に、アパートやマンションなどの集合住宅が点在しています。

### ○福祉マップづくりのきっかけ

澄川連合会福祉部から、個人情報保護の勉強にあわせて、福祉マップに取り組んでみないかというお誘いを受けたことが発端でした。前々から、町内会役員の間では見守り活動への意識が高まっていて、すぐにでもマップづくりをしてみようということになりました。

福祉マップの作成にあたって、町内会役員が65歳以上世帯名簿取扱研修を受講しました。これにより、既に活動している民生委員と共に、個人情報の壁を乗り越えることができたように思います。現在は、みんなが協力して見守り活動を行える環境になり、福祉マップがその原点となったのかもしれませんが。

### ○福祉マップの作成後

「マップを作ったはいいけど何もやらないのでは…」という森田会長の思いは皆一緒に、見守り活動を実践することになりました。町内会の全世帯約1,500世帯に対し、見守り活動に協力してくれる方（見守りサポーター）と見守りの支援を受けたい方の募集（手上げ方式）を行いました。

見守りの対象者は、「65歳以上の一人暮らし世帯」または「80歳以上の二人世帯」、「一人で過ごす時間が長く、その間不安を抱いている世帯」としました。

募集の結果、23世帯から見守りの支援を希望する回答があり、約30名から見守り活動に協力するとの申し出がありました。中には小学生の子を持つ若い親からの応募もあり、とても嬉しく感じました。支援対象者と見守りサポーターができるだけ家の近くになるようにペアリングし、顔合わせも行いました。「日中はほとんど出掛けしているが、夜はこの部屋をみてほしい」など、対象者から見守りのポイントが具体的に示されたこともありました。



### ○見守り活動の方法

「新聞や郵便物がたまっていないか」、「カーテンの開閉」など、外からそっと見守ることにしています。

一方で、地域の高齢者が集まることのできる場として、「サロンあすなろ」を開設しました。回覧でご案内し、常時30名以上の方が参加されます。歩いてこられる方の安否はサロンで確認することができます。



澄川第一町内会福祉部の皆さん  
前列右側が森田会長

### ○今後の活動について

見守りが必要だと思われる高齢者が、見守りを希望せず、サロンにも参加しないという状況にあります。こうした人をどのように見守っていくかがひとつの課題であり、今後検討していきたいと考えています。また、定期的に見守りサポーターを集めて報告会を行い、住民同士の情報共有を進めていく予定です。

# V 福祉マップに関する



このQ & Aは、福祉マップに関して寄せられることが多い質問について、一般的な回答例としてまとめたものです。地域の状況に応じて、福祉マップ作成の参考にいただければと思います。

## Q.1 完成した福祉マップは、誰が管理・保管すればよいのですか？

**A.1** 福祉マップの管理・保管については、地域の中でルールを定め、管理・保管先を特定できるようにしておきましょう。福祉マップづくりに取り組んでいる多くの地域では、福祉マップの作成数が1枚であれば、代表者である町内会・自治会長が自宅で管理し、広域などの理由で複数枚を作成した場合は、管理・保管する範囲を限定し、適正に取り扱うようにしています。

## Q.2 福祉マップづくりには、名簿の取扱研修を受講しないといけないのですか？

**A.2** 福祉マップの基本情報は「65歳以上世帯名簿」ですから、区社協が行う65歳以上世帯名簿取扱研修（個人情報取扱研修）を受講しなくてはなりません。研修を受講後、名簿を見て情報を福祉マップに落とし込む作業になりますから、マップ自体が名簿の写しという考え方になります。よって、当該研修はきちんと受講し、新たに福祉マップづくりに参加する方ができた場合も、その都度、研修を受講していただく必要があります。

## Q.3 65歳以上世帯名簿のみを活用して、高齢者宅を地図に記した「福祉マップ」を作成し、見守り活動を行うことにしました。その場合、見守り活動者（福祉推進員等）と「福祉マップ」を共有することは可能でしょうか？

**A.3** 65歳以上世帯名簿は、福まちにおける「地域住民の日常的な支え合い活動」などに活用することが出来ます。この場合、福まち実践者である見守り活動者と「福祉マップ」を共有することは可能です。ただし、65歳以上世帯名簿を基本情報として利用することになりますので、区社協が行う65歳以上世帯名簿取扱研修を受講することが必要になります。研修の受講に関しては、各区社協へご相談ください。

## Q.4 福祉マップの作成はどの範囲で行うのが適当ですか

**A.4** 福祉マップは、地域内の様々な方が話し合いながら作っていくことが理想です。そのためには隣近所の顔が分かり、人と人が互いに支え合いながら暮らす地域の範囲が理想であり、町内会・自治会単位が望ましいでしょう。

Q.5

福祉マップに記す高齢者等の情報は、例えば「65歳以上の単身世帯を記載する」などと札幌市や札幌市社会福祉協議会で基準を決めるべきではありませんか？

A.5

高齢者数、支援者数、地域の広さなど、地区毎に状況は異なりますので、福まちの基本活動である「見守り・安否確認」と同様で、一律に基準を設けてはおりません。様々な地域状況を考慮して、独自の基準をみなさんで決めていただくべきと考えています。

Q.6

福祉マップに掲載する高齢者等からは同意を取ろうと思いますが、地図上に掲載されている他の地域住民からも同意を取らなければならないのでしょうか？

A.6

マップづくりは見守り活動を推進していくための有効な手段ですから、65歳以上世帯名簿の目的に合致しており、作成自体に本人同意は必要ありません。ただし、見守られる方に地域の取り組みを理解してもらうためには、本人同意を得ていくことは理想だと考えます。

一方、地図に記載される他の地域住民は、地図自体が一般に公になっているものから、あえて同意を得る必要はありません。それよりも、地域として見守り活動を進めていることについて、「町内会だより」などを通じて周知していくことが求められます。

更に、担当を決めて福祉マップの管理を徹底することや、「地域住民の日常的な支え合い活動の推進」と「ボランティアによる福祉サービスの推進」という利用目的以外で使用しないよう、適切に取り扱っていくことが重要です。

Q.7

福祉マップに掲載するのは高齢者だけでよいのでしょうか？

A.7

福祉マップへの掲載は高齢者だけに限定するものではありません。地域で協議し、必要に応じて障がいのある方（地域で把握している方）などの情報を掲載し、見守り活動に活かしていただきたいと思います。

## VI 參考資料

# 札幌市65歳以上世帯名簿取扱要領

平成9年8月1日民生局長決裁

最近改正 平成17年6月30日

## (趣 旨)

第1条 この要領は、札幌市における福祉のまち推進事業の円滑な推進及び区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）が実施する社会福祉事業が効果的かつ効率的に実施されることを目的として、65歳以上世帯名簿（以下「名簿」という。）を区社協に提供するにあたり、その取り扱いについて必要事項を定めるものとする。

## (提供する名簿の内容)

第2条 名簿の内容は、市内に居住する65歳以上で構成されている世帯に属する市民の住所、氏名、性別、生年月日、年齢とする。

## (提供方法)

第3条 区保健福祉部は区社協に対して、当該区分の名簿を別紙様式1により毎年1回提供する。

## (区社協と地区福祉のまち推進センターとの名簿の利用方法)

第3条の2 区社協は地区福祉のまち推進センター（以下「地区推進センター」という。）と当該区分の名簿について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第23条第4項第3号に基づく共同利用（以下「共同利用」という。）を行うことができる。

## (名簿の目的外利用の禁止)

第4条 区社協に提供された名簿は、次の目的以外に利用してはならない。名簿に基づき実施する事業等を通じて知り得た個人情報についても同様とする。

- (1) 社会福祉を目的とする事業に関する調査研究、総合的企画、連絡調整及び助成、普及及び宣伝、企画実施、その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業の実施
- (2) ボランティア活動の振興
- (3) 区内の地区推進センターが実施する活動への援助
- (4) 地区推進センターにおける、地域住民の日常的な支え合い活動の推進
- (5) 地区推進センターにおける、ボランティアによる福祉サービスの推進

(覚 書)

第5条 名簿を提供するにあたって、名簿及び名簿に基づき実施する事業等を通じて知り得た個人情報の管理や利用等についての取り扱いを徹底させるため、区保健福祉部は区社協との間で次の(1)から(7)の事項を盛り込んだ覚書を取り交わさなければならない。

- (1) 秘密保持に関する事項
- (2) 目的外利用の禁止に関する事項
- (3) 無断複写、複製の禁止に関する事項
- (4) 管理責任者に関する事項
- (5) 事故があった場合における報告義務に関する事項
- (6) 地区推進センターに対する名簿の取り扱いについての指導に関する事項
- (7) 名簿の対象となる高齢者への趣旨説明に関する事項

(研修の実施)

第6条 名簿を提供するにあたって、区保健福祉部は区社協の名簿を管理する責任者を対象に、また、区社協は地区推進センターで活動する者を対象に、その管理や利用等について、研修を実施しなければならない。

(名簿の返還)

第7条 区社協は、2回目以降名簿の提供を受ける場合、前回提供を受けた名簿を、区保健福祉部に返還しなければならない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は関係部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成9年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年11月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年6月30日から施行する。

西区宮の沢1条町内会 地域福祉マップ(モデル)



例：●(赤)は、75歳以上独居  
●(青)は、75歳以上夫婦等の世帯



## ふれあいカード（様式例）

				地区		町内会・自治会	
支援対象者氏名		生年月日	年齢	性別	住所	電話	
氏名					区		
明 大 昭		年 月 日	歳	男 女	電 話	-	
世 帯 状 況				健 康 状 況			
1 一人暮らし高齢者世帯				1 寝たきりである			
2 高齢者夫婦世帯				2 病弱である（ ）			
3 高齢者だけの世帯				3 障がいをもっている（ ）			
4 高齢父子世帯		5 高齢母子世帯		4 認知症である			
6 その他（ ）				5 その他（ ）			
緊急時の 連絡先	本人との関係	氏 名		電 話	住 所		
希望するニーズ(困りごと)の内容				定期的にきている訪問者			
<input type="checkbox"/> 家事支援（ゴミだし、掃除など） <input type="checkbox"/> 話し相手 <input type="checkbox"/> 除雪、除草 <input type="checkbox"/> 外出介助（買い物、通院付添いなど） <input type="checkbox"/> スポット支援（電球取替など） <input type="checkbox"/> その他（ ）				<input type="checkbox"/> 子ども <input type="checkbox"/> 親戚、友人、知人 <input type="checkbox"/> 隣近所の人 <input type="checkbox"/> 新聞等配達員 <input type="checkbox"/> ホームヘルパー <input type="checkbox"/> 保健師 <input type="checkbox"/> ケアマネジャー <input type="checkbox"/> その他			
備 考							
民生委員				福祉推進員			整 理
児童委員							番 号

◎このカードは、民生委員と福祉推進員が協働して世帯を訪問し、対象世帯の了承を得ながら作成して下さい。

◎このカードは、地域福祉活動のみに活用し、それ以外には利用しないように厳重に保管して下さい。

## ■ 本冊子に関するお問い合わせ先

お住まいの区の社協	住所	電話番号
中央区社会福祉協議会	札幌市中央区南2条西10丁目 中央区民センター1階	281-6113
北区社会福祉協議会	札幌市北区北24条西6丁目 北区役所1階	757-2482
東区社会福祉協議会	札幌市東区北11条東7丁目 東区民センター1階	741-6440
白石区社会福祉協議会	札幌市白石区本郷通3丁目北1-1 白石区民センター2階	861-3700
厚別区社会福祉協議会	札幌市厚別区厚別中央1条5丁目 厚別区民センター1階	895-2483
豊平区社会福祉協議会	札幌市豊平区平岸6条10丁目 豊平区民センター1階	815-2940
清田区社会福祉協議会	札幌市清田区平岡1条1丁目 清田区総合庁舎3階	889-2491
南区社会福祉協議会	札幌市南区真駒内幸町2丁目 南区役所3階	582-2415
西区社会福祉協議会	札幌市西区琴似2条7丁目 西区役所1階	641-6996
手稲区社会福祉協議会	札幌市手稲区前田1条11丁目 手稲区民センター1階	681-2644
札幌市社会福祉協議会	札幌市中央区大通西19丁目1番1号 札幌市社会福祉総合センター3階	614-3344

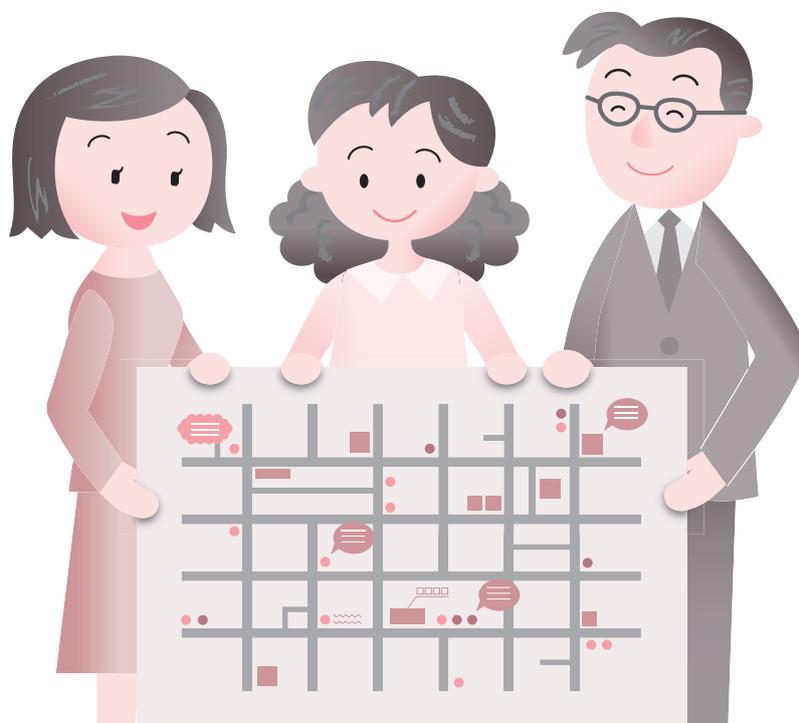
## ■ 検討会議メンバー及びアドバイザー

## 検討会議メンバー

氏名	所属
中村 忍	東区社会福祉協議会 事務局次長
佐藤 朋 紘	白石区社会福祉協議会 事務局次長
高谷 亮 介	北区社会福祉協議会 事務局職員
荒 正 和	西区社会福祉協議会 事務局職員
小平 正 治	札幌市社会福祉協議会 地域福祉課長
佐藤 和 人	札幌市社会福祉協議会 地域福祉係長
黒牧 大 樹	札幌市社会福祉協議会 地域福祉係職員

## アドバイザー

氏名	所属
林 恭 裕	北翔大学 人間福祉学部教授
望 月 弘 子	西区西町地区福祉のまち推進センター 事務局長
只 野 徹	札幌市保健福祉局 福祉活動推進担当係長



作成 **社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会**

札幌市中央区大通西19丁目1-1 札幌市社会福祉総合センター

TEL 011 (614) 3344 FAX 011 (614) 1109

ホームページ <http://www.sapporo-shakyo.or.jp/>

発行日 平成24年3月

※本書は、上記のホームページよりダウンロードできます。